

VECTANT クローズド IP ネットワークサービス契約約款

Version 1.0.0

第1章 総則

第1条 (取り扱いの準則)

- この「VECTANT クローズド IP ネットワークサービス契約約款」(以下「本約款」といいます)は、アルテリア・ネットワークス株式会社(以下「当社」といいます)が提供するクローズド IP ネットワーク網を使用して行う電気通信サービス(以下「本サービス」といいます)に適用されます。
- 本約款と個別規約の間に異なる定めがある場合には、個別規約の定めが優先するものとします。契約者は、本約款とあわせて個別規約にも従うものとします。なお、本サービスの詳細を記載したサービス仕様書(以下「仕様書」といいます)を当社が定める場合、仕様書の定めは、本サービスおよび本約款の内容を補足して説明するものであり、矛盾が生じる場合、本約款の定めが優先して適用されます。

第2条 (約款の変更)

- 当社は契約者の承認を得ることなく、本約款を変更することができるものとし、契約者および当社は変更後の約款に拘束されるものとします。
- 本約款変更後、契約者が本サービスの利用を継続した場合、当社は契約者が変更後の約款に同意したものとみなします。但し、当該変更が契約者に対し著しい不利益を与える場合にはこの限りではなく、かかる場合には、契約者は当社に対して利用契約の解約の申出をすることができます。当社がこれを承諾した場合には、契約者は解約の手続きを速やかにこるものとします。
- 当社は本約款を変更する場合、当該変更の影響を受けることになる契約者に対して、当社の定める方法により内容を通知します。
- 本サービスの一部を当社の事由により廃止することとなる場合、前項の通知を事前に行います。但し、本サービスについて、当社の責任範囲以外の部分(本サービスの構成に影響を与えるサービスを提供する電気通信事業者が仕様変更をおこなった場合等)に関する廃止が行われ、かかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。

第3条 (用語の定義)

本約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

契約者	利用契約を締結している者。法人または法人に順ずる団体に限る。利用契約の申込を行い、利用契約を締結する前の契約者を特に「申込者」という。
利用契約	契約者が本サービスを利用するための契約。利用契約には、契約者による本約款の遵守のほか、サービスの内容、オプションの選択、料金等、サービス利用開始日および利用期間その他契約者と当社が協議のうえ決定した事項が記載される。本サービスのうち特定のサービスについて、当社が定める特段の規約(注意事項、運用ルール、第 37 条(通知)に従って行われる案内等を含む。)であり、本約款の一部を構成する。
個別規約	本サービスについて契約者が利用を義務づけられる最短の期間。サービス毎の最低利用期間は料金表記載のとおりとし、いずれも課金開始日から開始する。
最低利用期間	本サービスに付随して利用できるサービス、いずれも本サービスの基礎的な部分を構成するサービスと併せて、契約者の選択により申し込むことができる。
オプション	第 30 条(料金等)以下に詳述される本サービスに対して生じる初期費用、月額費用その他関連費用。当該契約者の料金等の具体的な金額は、利用契約において特定されるものとする。
個人情報	個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別出来るもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。
サービス利用開始日	料金表記載の仕様を基準に当社が定め、契約者に通知する本サービスの利用を開始する日をいう。また、当社が回線開通を行う回線については、回線接続装置設置工事を行った日、モバイルアクセス 3G(D) およびモバイルアクセス LTE(D)についてはモバイルデータ通信端末および SIM カードが、出荷された日をいう。
エンドユーザ	契約者の法人組織に属する社員(派遣、契約社員を含む)もしくは、契約者が本サービスを利用して提供するサービスを利用する個人または法人。
SLA	本サービスに付される保証基準であり、詳細は「VECTANT SLA ガイドライン」のとおりとする。
ドメイン名	日本レジストリサービス(JPRS)、InterNIC(COM)等ドメイン名登録会社によって割り当てられる組織を示す名称。
パスワード	エンドユーザが、本サービスを利用するためのユーザ ID について、利用者の本人性を確認するために設定される利用者識別符号。
ユーザ ID	当社が本サービスの提供において、契約者に対してサービス毎に付与する利用者識別符号。
電気通信設備	電気通信を行うための回線接続装置、ルータ、機械、器具、線路その他の設備。
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介するサービス。電気通信事業者がサービス契約約款等に規定し提供されるもの。
契約回線	当社との利用契約に基づいて、当社と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備のこと
クローズド IP ネットワーク	当社のクローズド IP ネットワーク網を使用して行う電気通信サービス
クローズド IP ネットワーク網	主にデータ通信の利用を目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備(送信と受信を行う場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びに付属設備)。
クローズド IP ネットワーク取扱所	クローズド IP ネットワークのサービス提供に関する業務を行なうための事業所で、クローズド IP ネットワーク網と接続する設備を設置する東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という)の局舎をいう。
接続ポート	クローズド IP ネットワーク網を構成する電気通信回線設備の一部であり、クローズド IP ネットワーク網と電気通信サービスと相互に接続するために設置される電気通信設備をいう。
端末設備	本サービスを利用するため、クローズド網の終端に設置する電気通信設備。
モバイルデータ通信	モバイルアクセスにおいて通信を行うための端末機器で、[端末機器の技術基準適合認定等に関する規則](平成 16 年総務省令第 15 号)で定める種類の端末設備の機器。
SIM カード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がデータ通信サービスの提供のために利用契約者に貸与するもの。
回線接続装置	他社接続回線の終端に位置し、契約者の端末設備とクローズド IP ネットワーク網に係わる当社の設備との間の信号を交換する機能をもつ電気通信設備(DSU、CSU、modem 等)。
ルータ	本サービスの利用の為に、契約者との契約によりクローズド IP ネットワーク取扱所に当社が設置するデータの蓄積、交換、中継を行う電気通信設備。
アクセスポイント	集線設備を設置した当社の管理する場所。
ユニバーサルサービス制度	電気通信事業法第 110 条により定められ、電話会社が提供しているユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス)をあくまで公平に安定的に利用できる環境を確保するために必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する制度
識別符号	当社が本サービスの契約者を識別するために契約者に付与する符号。

第2章 利用契約

第1節 通則

第4条 (利用契約の単位)

当社は、契約回線 1 回線ごとに 1 の利用契約を締結します。

第5条 (利用契約の有効期間)

- 利用契約の有効期間は、第 9 条(利用契約の成立等)に定める利用申込日から最低利用期間の満了日までとします。利用契約の有効期間は、最低利用期間の満了日の 1 ヶ月前までに契約者または当社から更新しない旨の書面がない限り、1 ヶ月更新され、爾後も同様とします。

- 前項の規定に関わらず、第 11 条(利用契約の内容の変更)に該当する場合には、新たな利用契約が締結されたとみなされ、変更の日から起算して該当する本サービスに適用される最低利用期間の間が新たな最低利用期間となります。但し、オプションについては、導入時に別途契約者と当社の間で協議のうえ書面にてこれを定めるものとし、かかる変更の内容が専らオプションの内容および条件である場合には、その内容に応じて適宜最低利用期間の調整が行われることがあるものとします。

第6条 (提供地域)

- 本サービスの提供地域は、日本国内とします。但し、特定のサービスについて当社が別段の定めをした場合には、この限りではありません。
- 他社接続回線の提供地域については回線提供事業者の提供地域に準じます。
- モバイルアクセスについては、利用可能区域であっても電波状態その他の事情により、本サービスの利用に支障があることがあります。

第7条 (本サービスの種類)

本サービスの種類は次のとおりです。かかる詳細は別記のとおりとします。

- 基本サービス
- オプションサービス
- その他当社が適宜提供するサービス

第2節 利用申込等

第8条 (利用申込)

申込者は、当社所定の手続きに従って、本サービスの申し込み(以下「利用申込」といいます)を行い、利用契約を当社と締結するものとします。

第9条 (利用契約の成立等)

- 当社は、利用申込について次の各号のいずれかの事項を認めた場合は、利用申込を承諾しないことがあります。かかる場合には、利用申込書受領後 10 営業日以内に、電子メールの送信、書面の郵送または書面の宅配にて、申込者に通知するものとします。
 - 利用申込が行われた本サービスの提供または該当サービスに係わる装置の保守が、技術上著しく困難なとき。
 - 申込者が本約款において契約者に定められた義務の履行を怠るおそれがあることが明らかとなるとき、または過去に義務を怠ったことがあるとき。
 - 申込者が第 17 条(提供の停止)各号に該当する事由があると認められたとき。
 - 利用申込書に虚偽の記載があったとき。
 - その他前各号に準ずる場合で、当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。
- 利用契約は、当社が利用申込書受領後 10 営業日以内に前項の通知を行わない場合、利用申込書が当社に到達した時点で遡って成立するものとします。

第3節 サービスレベルの保証

第10条 (SLA の内容)

- 当社は、本サービスを SLA に記載された内容にて保証するものとします。SLA は、契約者が第 23 条(免責)第 1 項各号の規定に該当する事由があるとき、または SLA が適用される障害の原因が当社の責に帰すべき事由によるものではないとき、その他 SLA に明示的に SLA が適用されないこととされた事由が存する場合には、適用されません。なお、かかる場合には、契約者は、当社に対し、当社が障害を通知する場合の連絡先(以下「障害時連絡先」)を通知するものとします。

第4節 利用契約の内容の変更等

第11条 (利用契約の内容の変更)

- 契約者が利用契約の内容の変更を求めるときは、当社が別途定める書面によりこれを請求するものとします。
- 契約者による第 1 項の請求は、第 9 条(利用契約の成立等)の規定に準じて取り扱われるものとします。

第12条 (権利譲渡の禁止)

契約者は、利用契約に基づき本サービスの提供を受ける権利、その他利用契約に係わる一切の権利を第三者に譲渡または貸与し、あるいは第三者のために担保権の設定をすることはできないものとします。

第13条 (契約者の地位の承継)

- 契約者である法人に合併による地位の承継があったときは、合併後存続する法人または合併により新設された法人が契約者の地位を承継するものとします。かかる場合、合併後存続する法人または合併により新設された法人は、承継したことを証明する書面を添えて、承継の日から 30 日以内にその旨を当社に通知するものとします。
- 当社は、前項の通知があった場合に、承継した法人が第 9 条(利用契約の成立等)第 1 項各号のいずれかに該当するときは、書面での通知することによりかかる承継に異議を申し出て、契約者との利用契約を解除することができるものとします。

第14条 (氏名等の変更)

契約者は、その氏名若しくは商号、代表者、住所その他利用申込に際して届け出た契約者に関する情報(障害連絡先を含みます)に変更があったときはこれをすみやかに書面で当社に届け出るものとします。なお、このときに、当社は契約者に対し、かかる変更の事実を証明する書面を提出するよう求めることがあります。

第5節 利用の制限等

第15条 (非常時における利用の制限)

- 当社は、天災事変等の不可抗力その他非正常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項とする通信、その他公共のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、または中止する措置をとることがあります。
- 当社は、契約者が大量のトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

第16条 (提供の中止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります。
 - 当社の電気通信設備の保守上または工上やむを得ないとき
 - 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
 - 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの全部または一部の提供を停止することにより、当社が本サービスを提供することが困難になったとき
 - 特定の契約者回線から、多数の不完呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。)を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳するおそれがあると当社が認めたとき
 - 契約者が当社に個人情報利用の中止を申し入れたとき
 - 全各号のほか、当社が本サービスの運営上一時的な中断が必要と判断したとき
- 当社は、前項第 1 号および第 2 号の規定により本サービスの提供を中止するときは、その 10 営業日以前までに、その理由および実施期間を当社が定める方法で契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 当社は第 1 項第 3 号の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその理由および実施期間を当社が定める方法で契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- その他当社の責めに帰すべき事由により、契約者が利用契約に基づき利用している本サービスを利用できない事態が生じた場合は、第 22 条(損害賠償の範囲)が適用されるものとします。

第6節 提供の停止

第17条 (提供の停止)

- 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、期間を定めて本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 支払期日を30日以上経過しても料金等を支払わないとき
- (2) 小切手、手形の不渡処分を受け、または金融機関から取引停止処分を受けたとき
- (3) 監督官庁により営業取消もしくは停止等の処分を受け、または自ら営業を休止もしくは停止したとき
- (4) 本約款、個別規約、利用申込、利用契約その他本サービスに係わる手続に際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (5) 第24条(第三者に対するサービス提供の条件)または第25条(契約者の義務)の規定に違反したとき
- (6) 当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのある行為をしたとき
- (7) その他、当社が本サービスの運営上一時的な中断が必要と判断した場合
- (8) 差押、仮差押、仮処分もしくは滞納処分を受けたとき、あるいは破産、民事再生、会社整理、特別清算もしくは会社更生の申し立てを受け、またはこれを自ら申し立てたとき
- (9) その他財務状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる事由があるとき
2. 前項に定めるほか、契約者が以下いずれかの行為を行ったと当社が合理的に判断した場合、当社は、契約者に当該行為の中止、修正またはデータの移動を求め、あるいは事前に通知することなく契約者の表示または発信情報の全部もしくは一部を削除し、または他の者が閲覧できない状態に置くことができます。このとき、理由、停止日、停止期間を当社が適当と判断する方法により通知し、本サービスの提供を停止することがあります。かかる停止によっても当該行為が是正されない場合には、当社は、当該停止期間を延長することができます。
 - (1) 当社または第三者(本サービスを直接または間接に利用する契約者以外の者を含む。以下本条において同じ)の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
 - (2) 当社または第三者を誹謗、中傷し、またはこれらの名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (3) 当社または第三者への詐欺、脅迫行為
 - (4) 当社または第三者に不利益を与える行為
 - (5) 当社または第三者のプライバシーまたは肖像権を侵害する行為
 - (6) 本サービスの構成について重大な影響を及ぼす情報を発信し、またはこれを掲載する行為
 - (7) 当社のサービスを利用してコンピュータウィルス等の有害なプログラムを提供し、または当社のサービスに関連して使用する行為
 - (8) 当社のサービスを利用して無差別並びに大量に不特定多数の者に対し、これらの者の意思を無視してメール等を送信する行為
 - (9) 当社または本サービスの信用を毀損するおそれのある方法で当該サービスを利用する行為
 - (10) 公職選挙法または無限連鎖講の防止に関する法律に違反する行為
 - (11) 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待に関する画像、文書等を送信または表示する行為
 - (12) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信または表示する行為
 - (13) 憲法または公序良俗に反する行為(暴行、売春、残虐、冒法的な行為発言等)
 - (14) その他、適用法令、条約(輸出法令を含む)等に違反する行為、または違反のおそれのある行為
 - (15) 他人のユーザ ID およびパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (16) ひとつのユーザ ID およびパスワードを重複して同時にログインする行為
 - (17) 前各号の行為を行い、またはこれを行おうとしている者を助長する行為
3. 契約者は、前2項の通信停止期間中も第30条(料金等)の料金を支払うものとし、
4. 第2項は、当社の情報の監視・削除等の義務を規定したものではありません。当該監視または削除が行わなかったことによる契約者、エンドユーザまたは第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとし、

第7節 契約の解除等

第18条 (当社が行う利用契約の解除)

1. 当社は、契約者が第17条(提供の停止)第1項もしくは第2項各号のいずれかに該当する場合には、第20条(利用契約の終了)に定めるとおり利用契約を解除することがあります。
2. 前項にかかわらず、当社は、最低利用期間の終了後、利用契約の解除を希望する日より1ヶ月前までに書面にて契約者に通知することにより、契約者に対して何らかの補償をすることなく利用契約を解除することができ、当社は当該日付をもって本サービスの利用を停止させるものとし、
3. 前項にかかわらず、本サービスの一部を構成するライセンスその他の権利が、当社の責めに拘らず消滅したために、当社が本サービスを提供することができなくなった場合には、当社はなんらの補償または賠償を行うことなく、当該消滅日付で利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第19条 (契約者が行う利用契約の解除)

1. 契約者は、利用契約の解除を希望する日より1ヶ月前以上までに書面で当社に通知することにより、利用契約を解除することができ、当社は、当該日付をもって契約者に対する本サービスの提供を停止するものとし、かかる解除が最低利用期間の満了前に行われた場合には、契約者は第31条契約変更または解除に伴う違約金に従って、当社に対して違約金を支払うものとし、
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は第22条(契約の変更)第4項により利用契約において申し込まれたサービスの全部が廃止され、利用契約の実効性を失う場合、第15条(非常時における利用の制限)に規定する事由が生じて本サービスを利用できなくなった場合において、利用契約の目的を達することができないと判断した時は、第31条(契約変更または解除に伴う違約金)の規定を適用することなく、当社に書面で通知することにより、その利用契約を解除することができます。この場合、利用契約の解除は、当社に通知が到着した日に効力を発するものとし、

第8節 利用契約の終了

第20条 (利用契約の終了)

利用契約は、利用契約に定める利用期間の満了をもって終了するものとし、但し、当社は、契約者に第17条(提供の停止)による契約解除事由および第25条(契約者の義務)に定めた義務違反が生じた場合には、契約者またはエンドユーザに対して損害の補償をすることなく、当該条文中の規定に従って利用契約を解除し、また契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

第21条 (利用契約の解除時及び終了時の措置)

1. 第18条(当社が行う利用契約の解除)、第19条(契約者が行う利用契約の解除)または第20条(利用契約の終了)に定める利用契約の期間満了あるいはその他本約款もしくは個別規約の定めに従って利用契約が終了した場合は、当社はすみやかに料金の精算を行い、これを契約者に請求するものとし、
2. 前項の他、契約者は、終了日の翌日以降速やかに当社が提供したサービスに伴い交付または提供した資料等を当社の指示に従い返却、処分、破棄するものとし、また、契約者は終了日より2週間以内に当社が提供する電気通信設備及び回線接続装置を当社の指定する場所に到着するように返却するものとし、当社は終了日より2週間以内に返却が確認できない場合、終了日に遡って当社が提供する電気通信設備及び回線接続装置が到着するまでの間の課金を月単位で継続できるものとし、
3. 貨物品の返却が紛失等で不可能な場合、契約者は当社に対して損害金をお支払い下さい。

第9節 損害賠償

第22条 (損害賠償の範囲)

本サービスについては、SLAに定めるほか、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを契約者が利用できない事態が生じれば1回につき24時間以上継続した場合には、当社はこれを非使用期間として扱い、かかる期間の月額費用を限度として当該使用料を契約者に賠償するものとし(該月額費用は、実使用料を第30条(料金等)第4項に基づいて計算するものとし、また当該賠償は月額費用からの減額に代用する)。なお、24時間を越える非使用期間の日数の計算は、一回の停止について24時間以上を切り上げて一日と換算するものとし、

第23条 (免責)

1. 当社は、本サービスに関して、契約者もしくはエンドユーザまたはその他の第三者に生じた損害で、次に定める事由に該当する損害については、本約款もしくは個別規約に別段の定めがある場合を除き、直接または間接を問わず、また、付随的もしくは結果的損害、または逸失利益、機会損失、データ喪失等を含め、一切賠償の責を負いません。
 - (1) 契約者に、第6条3項(提供地域)第15条(非常時における利用の制限)、第16条(提供の中止)、第17条(提供の停止)第18条(当社が行う利用契約の解除)、第26条(契約者の設備)に定める事由により生じた損害
 - (2) 第三者が、ユーザ ID 等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用したことにより生じた損害
 - (3) 本サービスによって得る情報の使用により生じた損害

- (4) 当社が行う専用回線、回線接続装置、ルータ等の設置工事にあって、やむを得ない理由により契約者の所有または管理する土地、建物その他の工作物に生じた損害
2. 前項に定めるほか、当社は、契約者(エンドユーザを含みます)が本サービスの利用に関して被った損害について、この理由のいかんを問わず、またこれが私利利用であるか商用であるかを問わず、一切賠償の責任を負いません。

第10節 契約者の義務等

第24条 (第三者に対するサービス提供の条件)

契約者は、エンドユーザに第三者が含まれる場合は、電気通信事業法に基づき電気通信役務の提供に必要な手続きを自己の責任および費用にてとらなければならない。

第25条 (契約者の義務)

1. 契約者は、本サービスを利用した契約者が運営する事業(有償であるか無償であるか、または商用であるか、または私用であるかを問いません。以下「契約者事業」といいます)をエンドユーザに提供するにあたり、電気通信関連法令を遵守し、エンドユーザの個人情報保護に努めるほか、契約者事業について一切の責任を負うものとし、また、契約者は、エンドユーザもしくは第三者からの契約者事業に関する問い合わせに対する対応を行い、これらが直接当該エンドユーザもしくは第三者から当社に対して行われた場合には、当社の求めに応じて、契約者が一切の裁量にて対応にあたり、措置をとるものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、第17条(提供の停止)第2項各号に定める行為のほか、次の行為を行ってはなりません。
 - (1) 本約款または個別規約、サービス仕様書に違反する行為
 - (2) 犯罪行為または犯罪の恐れがある行為
 - (3) Web ページ運用の際、リンク先のデータの所有者から承諾を得ず第三者のデータへリンクを行う行為
 - (4) その他、法令に違反する行為
 - (5) 本サービスの運営を妨げる行為
 - (6) その他、公序良俗に反する行為
3. 契約者は、本サービスの利用にあたり他のネットワークを経由して通信を行う場合は、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければならない。
4. 前2項の規定はエンドユーザに準用するものとし、契約者は、エンドユーザにこれらの規定を遵守させなければならない。

第26条 (契約者の設備等)

1. 本サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア、他社接続回線等は、本約款に基づき当社が提供するものを除き、契約者が自己の費用と責任において準備するものとし、
2. 当社は、契約者(エンドユーザを含みます)が準備した機器、ソフトウェア若しくは他社接続回線または契約者が行った作業が原因となって生じた本サービスの利用上の障害、その他の問題については、一切の責任を負いません。また、かかる場合に当社または第三者に発生した損害については、契約者が賠償の責任を負うものとし、

第27条 (データの取り扱い)

1. 契約者は、契約者が利用するデータ領域(以下「契約者のデータ領域」といいます)内における一切の行為およびその結果について、当該行為を行った者が契約者自らであるか否かを問わず一切の責任を負うものとし、
2. 当社は、契約者(エンドユーザを含みます)が登録したデータについては、何ら保証せず、責任を負わないものとし、
3. 契約者は、契約者のデータ領域内に係る紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社または第三者に迷惑を掛けず、何らの障害を与えてはならないものとし、

第28条 (ユーザ ID 等の管理)

1. 契約者の本サービスに係わるユーザ ID およびパスワード(以下、本条において「アカウント等」といいます)のエンドユーザへの割り振り、休止等の取り扱い、当社が行うものとし、
2. 契約者は、アカウント等について管理責任を負い、エンドユーザから接続アカウント等の盗用について連絡を受けた場合は、速やかに当社に届けるものとし、
3. アカウント等の盗用、その他の不正利用により生じた問題については、契約者の責任により解決するものとし、

第29条 (電気通信設備及び回線接続装置の使用保管)

1. 契約者は、本サービス利用のために当社が提供する電気通信設備及び回線接続装置について、善良な管理者の注意をもって使用および保管するものとし、
2. 契約者は、当社が提供する電気通信設備及び回線接続装置について、第三者から強制執行その他の法律的、事実的侵害がないように保全するとともに、かかる事態が発生した場合は、直ちに当社に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとし、
3. 契約者は、当社の書面による承諾なくして当社が提供する電気通信設備及び回線接続装置の譲渡、転貸または設置場所の移動、また、本サービス以外での利用はできません。
4. 契約者は、対象機器に貼付された所有者の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損しないものとし、
5. 契約者は当社が提供する電気通信設備及び回線接続装置を分解、解析、改造、改変などして、引渡し時の状態からの変更は行わないものとし、また、組み込まれているソフトウェアに関して変更・複製・譲渡、バージョンアップ、本サービス以外での利用は行わないものとし、
6. 契約者は当社が提供する電気通信設備及び回線接続装置を滅失(盗難による場合を含む)、毀損または損傷したときは、当社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず違約金を当社に支払うものとし、契約者は契約者の責によらない火災、地震、風水害、落雷、その他自然災害、静電気による毀損及び損傷についても違約金を当社に支払うものとし、

第3章 料金等

第30条 (料金等)

1. 契約者は、以下の料金等を、料金表に定めるところに従い当社に支払うものとし、
 - (1) 初期費用
利用契約の成立および本サービスの利用開始に要する手続、業務の対価として生じる料金。但し、契約者の希望によりオプションを追加したときは、当該オプションについての一時費用が生じる場合があります。
 - (2) 月額費用
本サービスの対価として、課金開始日から利用契約が終了する日までの期間を対象として支払われるものとし、
 - (3) その他関連費用
契約者の申込により生じるオプション等本サービスに関して生じる料金。
2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。
3. 月額費用で定める料金は、料金表にて日割計算ありと定めるところを除き、サービス利用開始日が属する月の翌月初日を課金開始日とし、本サービスが終了する日の属する月の末日までの期間、当社に支払いを要します。なお、料金表にて日割計算を行う定めがある場合は、サービス利用開始日から本サービスが終了する日までの期間、支払いを要し、その利用日数に応じて日割します。月額料金の日割計算については、暦日数により行います。
4. 前項に定める月額費用については、契約者は当月分を翌月末日までに当社に支払うものとし、
5. 初期費用等の一時的料金については、サービス利用開始日が属する月の翌月末日までに当社に支払いを要します。
6. 本サービスの料金につき、契約者よりサービス利用開始日、課金開始日の猶予の申し込みを受け、これに当社が同意した場合、サービス利用開始日、課金開始日は変更されます。なお、当該猶予期間中、契約者による本サービスの利用は一切禁止します。但し、本サービスが利用されたものと当社が判断した場合、何ら催告なく、契約者への通知により猶予を破棄し、従来の課金開始日に遡って本サービスの料金を請求します。
7. 料金等には、本約款の定めに従って算出された料金等の額に消費税相当額(消費税法昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいい、将来の修正、変更を含みます)が加算され、契約者がこれを負担するものとし、
8. SLAに定める保証基準に違反した場合、当社は、契約者の請求に基づき SLA に定めた金額を、第22条(損害賠償の範囲)に定めるとおり当該サービスの月額費用から減額することがあります。但し、減額請求の権利は、契約者が当該請求をし得ることとなった日から10営業日を経過する日までにこれを行わなかった場合には、消滅するものとし、

9. 契約者は、第1項の他、電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務支援(ユニバーサルサービス制度)に基づき、負担される料金(以下、ユニバーサルサービス料金)を支払うものとします。ユニバーサルサービス料金額は、電気通信事業法第110条(負担金の徴収)の規定に基づき定められた負担金相当額とします。当社は、料金等の請求の際、ユニバーサルサービス料金を請求します。契約者は、第1項(2)と同様の方法により支払うものとします。
10. 別記および料金表にて別段の定めがある場合には、当該規定が適用されます。

第31条 (契約変更または解除に伴う違約金)

1. 契約者は、本サービスを開始する前に契約者の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合は、利用契約に定める本サービスの一時費用に相当する額を、違約金として一括して当社に支払うものとします。契約者が既に一時費用の一部または全部を支払っている場合は、支払われた額を違約金に充当します。
2. 契約者は、最低利用期間の満了前に利用契約が解除された場合(第19条(契約者が行う利用契約の解除)第2項の規定による解除を除きます)は、解除日の翌日から最低利用期間満了日までの期間に対応する本サービスの月額費用に相当する額を、違約金として一括して当社に支払うものとします。
3. 契約者は、第11条(利用契約の内容の変更)の規定により最低利用期間の満了前に本サービス(場合によりオプションも含まれる)の一部または全部を廃止する場合には、かかる廃止による月額費用の減額分を対象金額として第2項に従い計算した金額を、違約金として一括して当社に支払うものとします。

第4章 雑則

第32条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第33条 (端数処理)

本約款の規定に基づき金額の計算をした場合に、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

第34条 (秘密情報の取り扱い)

1. 契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上で知り得た情報(ネットワーク関連情報等を含む)を、公表および第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本約款等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者および当社は秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある公官署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該公官署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲で秘密情報を体化した資料等(以下本条において「資料等」といいます)を複製または改変(以下本項目においてあわせて「複製等」といいます)することができるものとします。この場合契約者または当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手側から書面による承諾を受けるものとします。
5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に交換し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

第35条 (個人情報の取扱い)

1. 契約者および当社は、本サービスを遂行するための相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます)を本サービス遂行目的の範囲のみで使用し、第三者に開示または漏洩しないとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第3項乃至5項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第36条 (本サービス上の権利)

当社が契約者に提供するサービスにおいて、当社が産業財産権を有するノウハウ、システムその他に存する一切の権利は当社に帰属するものであり、契約者はこれを侵害しないものとします。また、契約者は、利用申込によって当社の有する商標、ライセンス等何らの使用権も取得するものではなく、これを当社の事前の書面による許可なくして利用することはできないものとします。

第37条 (通知)

1. 本約款および個別規約に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡(以下、本条において「通知等」といいます)は、契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて行うものとします。
2. 当社が契約者に通知等を行った場合に、前項の連絡先が事実と異なるために通知等が契約者に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべきときに契約者に到達したものとみなします。
3. 当社から契約者への通知等は、電子メール・書面の郵送・書面の宅配及び当社のホームページでの掲載等、当社が適当と判断する方法により通知するものとします。
4. 前項の通知等は、当社が該当通知の内容を電子メールや書面が発信または発送された時点、または当社のホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。

第38条 (協議)

本約款または個別規約に記載されていない事項で本サービスを提供する際に決定することが必要な事項については、契約者と当社で協議のうえ定めるものとします。

第39条 (合意管轄裁判所)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

付則

2019年7月17日施行

付則

1. この改定規定は、2020年3月1日から有効となります。
2. 「クラウドIPネットワーク利用規約」の名称を「クラウドIPネットワークサービス契約約款」に改称し、別記及び料金表の表記、及び料金に係る規定等を改定しました。なお、当該変更が改定日以前に利用契約を締結した契約者にとって一般の利益に適合しない場合、または変更が契約の目的に反し、且つ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものと認められない場合には、変更内容は適用されません。

以上

別記

(サービスの種類)

(1) 基本サービス

サービス名称	内容
NTT フレッツ	NTT 東日本、NTT 西日本が提供するフレッツサービスを、アルテリア・ネットワークス網に接続するサービス。 フレッツ回線はお客様手配。 フレッツ回線の一元保守手配代行付。 サービス品目で、回線の種別等を規定。
光アクセス (SB)	ソフトバンクが提供する光アクセスサービスをアルテリア・ネットワークス網に接続して提供するサービス。 サービス品目で、回線の種別等を規定。
DSL アクセス (SB)	ソフトバンクが提供する DSL サービスをアルテリア・ネットワークス網に接続して提供するサービス。 新規受付は終了。
光アクセス (U)	当社が提供する光アクセスサービスをアクセス回線として提供するサービス。 サービス品目で、回線の種別等を規定。
モバイルアクセス LTE (D) サービス	NTT ドコモ モバイル網を利用した MVNO モバイルサービス(ベストエフォート型)をアルテリア・ネットワーク網に接続して提供するサービス。データ SIM も含めて提供します。 月間通信量超過後、速度制限を行います。
光アクセス (N) サービス バンドルタイプ	NTT 東日本、NTT 西日本が提供する光コラボレーションモデルにより提供されるサービスを、アルテリア・ネットワークス網に接続して提供するサービス。 回線一元保守(24 時間 365 日 受付、全日 9:00-17:00 オンサイト故障対応)を含む。 サービス品目で、回線の種別等を規定。
イーサネットアクセス (SB) サービス	ソフトバンクが提供するイーサネットアクセスサービスをアルテリア・ネットワークス網に接続して提供するサービス。 回線一元保守(中継区間は 24 時間 365 日対応、回線終端装置は 24 時間 365 日オンサイト保守対応)を含む。 サービス品目で、回線の種別等を規定
イーサネットアクセス (P) サービス	KDDI が提供するイーサネットアクセスサービスをアルテリア・ネットワークス網に接続して提供するサービス。 回線一元保守(中継区間は 24 時間 365 日対応、回線終端装置は 24 時間 365 日オンサイト保守対応)を含む。
専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型サービス	当社が提供する専用線/(特定データセンタ) 構内線をアクセス回線として提供する専有型接続(帯域確保型) サービス。 サービス品目で、回線の種別等を規定 固定制プラン/従量制プランから選択 固定制プラン 月間トラフィック量によらず一定の契約帯域により提供するプラン 従量制プラン 月間トラフィック量によりコミット値以上の料金が変動するプラン
iDC 構内アクセス 共有型	特定のデータセンターにおいて、当社が提供する内構内線をアクセス回線として提供する共有型接続(ベストエフォート型) サービス。 サービス品目で、回線の種別等を規定

(2) オプションサービス

サービス名称	定義 (内容/概要)
モバイルアクセス LTE(D) 端末料金、手数料	モバイルアクセス LTE(D)にかかわる端末料金、変更手数料等
DynamicDNS サービス	本サービス利用者向け DynamicDNS サービス
パッケージプラン	ルータ、ISP、設計、移行、保守、監視をワンパッケージにしたサービス。 月額費用のみで初期費用は無し サービス品目で、冗長構成、回線(光アクセス(N)) 有り/無しを規定 「光アクセス(N) 別」を選択時、回線はお客様手配
構内ルート調査サービス(光アクセス(N) 用)	光アクセス(N) に開通に伴う、事前「構内ルート調査」、「通線確認」。
工事結果報告サービス(光アクセス(N) 用)	光アクセス(N) にかかわる開通工事の結果報告・開通報告書の作成
光アクセス(SB) モバイルプラン 外部アンテナ	光アクセス(SB) LTE モバイルプラン SS/プラン SD 用 外部アンテナ費用

料金表

(1) 基本サービス

初期費用

サービス名称	サービス品目	料金	サービス利用開始日	日割有無	最低利用期間	備考
NTT フレッツ	ネットワーク接続工事 フレッツ ADSL/ISDN タイプ ※1	¥7,200	フレッツアカウン ト発行日 または、ブライ ベートネットワ ークによるルー タ設置日	-	-	※1 新規受付を終了しました。
	ネットワーク接続工事 Bフレッツ・ハイパーファミリータイプ ※1	¥13,000				
	ネットワーク接続工事 Bフレッツ・ベーシックタイプ ※1	¥23,000				
	ネットワーク接続工事 Bフレッツ・ビジネスタイプ ※1	¥33,000				
	ネットワーク接続工事 フレッツ光ライト・ファミリータイプ	¥13,000				
	ネットワーク接続工事 フレッツ光ライト・マンションタイプ	¥13,000				
	ネットワーク接続工事 フレッツ光ネクスト・ファミリータイプ	¥13,000				
	ネットワーク接続工事 フレッツ光ネクスト・ファミリー・ハイスピードタイプ	¥13,000				
	ネットワーク接続工事 フレッツ光ネクスト・ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集	¥13,000				
	ネットワーク接続工事 フレッツ光ネクスト・マンションタイプ	¥13,000				
	ネットワーク接続工事 フレッツ光ネクスト・マンション・ハイスピードタイプ	¥13,000				
	ネットワーク接続工事 フレッツ光ネクスト・マンション・スーパーハイスピードタイプ 集	¥13,000				
	ネットワーク接続工事 フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ/ファミリー・ギガラインタイプ	¥13,000				
	ネットワーク接続工事 フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ/マンション・ギガラインタイプ	¥13,000				
	ネットワーク接続工事 フレッツ光ネクスト プライオ1	¥23,000				
ネットワーク接続工事 フレッツ光ネクスト プライオ10	¥33,000					
ネットワーク接続工事 フレッツ光ネクスト・ビジネスタイプ	¥33,000					
光アクセス (SB)	光アクセス(SB) 100M メイン・バックアップ 設定・工事費用(平日 9:00-17:30)	¥100,000	終端装置設置日 の翌日 または、ブライ ベートネットワ ークによるルー タ設置日	-	-	平日は、土日祝日及び年末 12/29～12/31、年始 1/2～1/3 を除く日、休日は平日以外、夜間とは 17:30-9:00 を指します。 工事時間帯は、対応時間帯内に完了する工事に適用されます。
	光アクセス(SB) 100M メイン・バックアップ 設定・工事費用(平日夜間・休日)	¥143,000				
	光アクセス(SB) ブラン C メイン・バックアップ 設定・工事費用(平日 9:00-17:30)	¥100,000				
	光アクセス(SB) ブラン Q メイン・バックアップ 設定・工事費用(平日 9:00-17:30)	¥100,000				
	光アクセス(SB) ブラン EC 設定・工事費用(平日 9:00-17:30)	¥125,000				
光アクセス(SB) LTE モバイルプラン SS/プラン SD 初期設定・オンサイト工事費用(平日 9:00-17:30)	¥69,000					
DSL アクセス (SB)	DSL アクセス(SB) 設定・工事費用(平日 9:00-17:30)	¥72,200	終端装置設置日 の翌日 または、ブライ ベートネットワ ークによるルー タ設置日	-	-	新規受付を終了しました。
	DSL アクセス(SB) 設定・工事費用(平日夜間・休日)	¥112,000				
光アクセス (U)	光アクセス(U) 初期費用(設定・工事 平日 9:00-18:00)	¥120,000	終端装置設置日 または、ブライ ベートネットワ ークによるルー タ設置日	-	-	平日は、土日祝日及び年末 12/29～12/31、年始 1/2～1/3 を除く日、休日は平日以外を指します。
	光アクセス(U) 初期費用(設定・工事 平日 18:00-22:00)	¥180,000				
	光アクセス(U) 初期費用(設定・工事 休日 9:00-18:00)	¥200,000				
モバイルアクセス LTE (D)	ネットワーク接続工事 モバイルアクセス LTE (D) 事務手数料	¥3,000	モバイルデータ 通信端末および SIM カードの出 荷日 または、ブライ ベートネットワ ークによるルー タ設置日	-	-	
光アクセス (N) バンドルタイプ	光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 初期費用(平日 9:00-17:00 派遣工事)※1※2	¥31,800	終端装置設置日 または、ブライ ベートネットワ ークによるルー タ設置日	-	-	※1 平日は、土日祝日及び年末 12/29～12/31、年始 1/2～1/3 を除く日指します。 ※2 当社では対象回線をお申込みいただく際、回線開通工事時の作業未完了によるバックオーダーを防ぐため、一部の工事対象外の建物、その他の特殊なケースを除き、原則として、事前に「構内ルート調査」及び「通線確認」を実施しております。 現在、当該作業につき NTT 東日本/西日本が無償で対応しておりますが、これらの無償対応が終了した際は、原則として、当社は有償の付加サービスにおいて対応させていただきます。
	光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 初期費用(回線転用)	¥14,800				
	光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 初期費用(平日 9:00-17:00 派遣工事)※1※2	¥28,800				
	光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 初期費用(回線転用)	¥14,800				
イーサネットアクセス (SB)	イーサネットアクセス(SB) 初期工事費用	¥125,000	終端装置設置日 の翌日 または、ブライ ベートネットワ ークによるルー タ設置日	-	-	
イーサネットアクセス (P)	イーサネットアクセス(P) 初期工事費用(平日 9:00-17:00)	¥125,000	終端装置設置日 の翌日 または、ブライ ベートネットワ ークによるルー タ設置日	-	-	
専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型	専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 初期費用	個別見積	設定完了日 または、ブライ ベートネットワ ークによるルー タ設置日	-	-	本サービスに、専用線、構内配線は含まないため、別途申し込みが必要です。

iDC 構内アクセス 共有型	iDC 構内アクセス 共有型 初期費用	個別見積	設定完了日 または、プライベートネットワークによるルータ設置日	-	-	本サービスに、構内配線は含まないため、別途申し込みが必要です。
変更、移行等料金	光アクセス(I)品目変更費用(100M → 500M, 1G)	¥50,000	対応完了日	-	-	※1 新規受付を終了しました。
	光アクセス(U)品目変更費用(500M → 1G)	¥8,000				
	光アクセス(SB) ブラン EC (タイプ OnE-G/タイプ EC) 帯域変更費用(増速)	¥10,000				
	光アクセス(SB) 100M メイン・バックアップ(タイプ FC/タイプ S) 移設工事費用(PD 変更なし/平日 9-17)	¥72,000				
	光アクセス(SB) 100M メイン・バックアップ(タイプ FC/タイプ S) 移設工事費用(PD 変更なし/平日夜間・休日)	¥116,000				
	光アクセス(SB) 100M メイン・バックアップ/プラン EC (タイプ OnE-B/タイプ OnE-G) 移設工事費用(PD 変更なし)	¥100,000				
	光アクセス(SB) ブラン EC (タイプ OnE-G) 移設工事費用(PD 変更あり/平日 9-17)	¥100,000				
	光アクセス(SB) ブラン EC (タイプ OnE-G) 移設工事費用(PD 変更あり/平日夜間・休日)	¥143,000				
	光アクセス(SB) ブラン EC (タイプ EC) 移設工事費用(PD 変更なし)	¥120,000				
	光アクセス(SB) LTE モバイルプラン SS/プラン SD 設置場所住所変更	¥5,000				
	DSL アクセス(SB) 設置場所変更費用(平日) ※1	¥72,200				
	DSL アクセス(SB) 設置場所変更費用(平日夜間・休日) ※1	¥112,000				
	光アクセス(U) 契約回線の移設費用(同一建物内)	¥38,000				
	光アクセス(I) 契約事務手数料	¥3,000				
	光アクセス(U) 回線終端装置の亡失及び毀損費用	¥30,000				
	光アクセス(I) 契約の申込取消(課税対象外)	¥50,000				
	光アクセス(N) にかかる契約事務手数料	¥3,000				
	イーサネットアクセス(SB) 帯域変更費用 ※1	¥5,000				
	イーサネットアクセス(SB) 移転/移設費用 ※1	¥125,000				
	イーサネットアクセス(P) 回線種別変更費用 [0.5M, 1M-10M⇔20M-100M]	¥87,000				
イーサネットアクセス(P) 住所変更費用(同一エリア内/エリア間共通)	¥125,000					

月額費用

サービス名称	サービス品目	料金	サービス利用開始日	日割有無	最低利用期間	備考					
NTT フレッツ	ネットワーク接続 フレッツ ADSL/ISDN タイプ IP1 ※1	¥15,000	フレッツアカウンタ発行日 または、プライベートネットワークによるルータ設置日	なし	1年	※1 新規受付を終了しました。					
	ネットワーク接続 フレッツ ADSL/ISDN タイプ IP8 ※1	¥19,800									
	ネットワーク接続 B フレッツ・ハイパーファミリータイプ IP1 ※1	¥24,800									
	ネットワーク接続 B フレッツ・ハイパーファミリータイプ IP8 ※1	¥32,500									
	ネットワーク接続 B フレッツ・ベーシックタイプ IP1 ※1	¥38,000									
	ネットワーク接続 B フレッツ・ベーシックタイプ IP8 ※1	¥47,000									
	ネットワーク接続 B フレッツ・ビジネスタイプ IP1 ※1	¥150,000									
	ネットワーク接続 B フレッツ・ビジネスタイプ IP8 ※1	¥168,000									
	ネットワーク接続 フレッツ光ライト・ファミリータイプ IP1	¥24,800									
	ネットワーク接続 フレッツ光ライト・ファミリータイプ IP8	¥32,500									
	ネットワーク接続 フレッツ光ライト・マンションタイプ IP1	¥24,800									
	ネットワーク接続 フレッツ光ライト・マンションタイプ IP8	¥32,500									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・ファミリータイプ IP1	¥24,800									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・ファミリータイプ IP8	¥32,500									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・ファミリー・ハイスピードタイプ IP1	¥24,800									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・ファミリー・ハイスピードタイプ IP8	¥32,500									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集 IP1	¥27,400									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集 IP8	¥34,000									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・マンションタイプ IP1	¥24,800									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・マンションタイプ IP8	¥32,500									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・マンション・ハイスピードタイプ IP1	¥24,800									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・マンション・ハイスピードタイプ IP8	¥32,500									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・マンション・スーパーハイスピードタイプ 集 IP1	¥27,400									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・マンション・スーパーハイスピードタイプ 集 IP8	¥34,000									
	ネットワーク接続 フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ/ファミリー・ギガラインタイプ IP1	¥27,400									
	ネットワーク接続 フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ/ファミリー・ギガラインタイプ IP8	¥34,000									
	ネットワーク接続 フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ/マンション・ギガラインタイプ IP1	¥27,400									
	ネットワーク接続 フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ/マンション・ギガラインタイプ IP8	¥34,000									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト ブライオ1 タイプ IP1	¥38,000									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト ブライオ1 タイプ IP8	¥47,000									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト ブライオ10 タイプ IP1	¥150,000									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト ブライオ10 タイプ IP8	¥168,000									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・ビジネスタイプ IP1	¥150,000									
	ネットワーク接続 フレッツ光ネクスト・ビジネスタイプ IP8	¥168,000									
	光アクセス(SB)	ネットワーク接続 光アクセス(SB) 100M メイン					¥56,000	終端装置設置日の翌日 または、プライベートネットワークによるルータ設置日	あり	1年	
		ネットワーク接続 光アクセス(SB) 100M バックアップタイプ					¥39,000				
		ネットワーク接続 光アクセス(SB) ブランC メイン					¥40,000				
		ネットワーク接続 光アクセス(SB) ブランC バックアップタイプ					¥30,000				
		ネットワーク接続 光アクセス(SB) ブランQ メイン					¥43,000				
		ネットワーク接続 光アクセス(SB) ブランQ バックアップタイプ					¥33,000				
ネットワーク接続 光アクセス(SB) ブラン EC 0.5M		¥35,000									
ネットワーク接続 光アクセス(SB) ブラン EC 1M	¥36,000										

	ネットワーク接続 光アクセス(SB) プラン EC 3M	¥45,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(SB) プラン EC 5M	¥56,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(SB) プラン EC 10M	¥71,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(SB) プラン EC 30M	¥133,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(SB) プラン EC 50M	¥188,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(SB) プラン EC 100M	¥298,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(SB) LTE モバイルプラン SS	¥17,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(SB) LTE モバイルプラン SD	¥18,000								
DSL アクセス (SB)	ネットワーク接続 DSL アクセス(SB)	¥16,000	終端装置設置日の翌日 または、プライベートネットワークによるルータ設置日	あり	1年	新規受付を終了しました。				
光アクセス (U)	ネットワーク接続 光アクセス(U) 100M	¥36,000	終端装置設置日 または、プライベートネットワークによるルータ設置日	あり	1年					
	ネットワーク接続 光アクセス(U) 500M	¥54,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(U) 1G	¥78,000								
モバイルアクセス LTE(D)	ネットワーク接続 モバイルアクセス LTE(D) エントリープラン 1G バックアップタイプ (固定 IP)	¥600	モバイルデータ 通信端末およびSIM カードの出荷日 または、プライベートネットワークによるルータ設置日	なし	1年	別途、ユニバーサルサービス制度にかかる料金 (ユニバーサルサービス料) が、SIM 毎に発生します。				
	ネットワーク接続 モバイルアクセス LTE(D) スタンダードプラン 10G バックアップタイプ (固定 IP)	¥1,800								
光アクセス (N) バンドルタイプ	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 100M 1年契約 IP1	¥28,500	終端装置設置日 または、プライベートネットワークによるルータ設置日	あり	1年					
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 100M 1年契約 IP8	¥36,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 200M 1年契約 IP1	¥28,500								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 200M 1年契約 IP8	¥36,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 1G 1年契約 IP1	¥28,500								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 1G 1年契約 IP8	¥36,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 100M 2年契約 IP1	¥23,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 100M 2年契約 IP8	¥29,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 200M 2年契約 IP1	¥23,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 200M 2年契約 IP8	¥29,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 1G 2年契約 IP1	¥23,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ ファミリー 1G 2年契約 IP8	¥29,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 100M 1年契約 IP1	¥27,500								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 100M 1年契約 IP8	¥34,500								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 200M 1年契約 IP1	¥27,500								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 200M 1年契約 IP8	¥34,500								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 1G 1年契約 IP1	¥27,500								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 1G 1年契約 IP8	¥34,500								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 100M 2年契約 IP1	¥22,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 100M 2年契約 IP8	¥28,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 200M 2年契約 IP1	¥22,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 200M 2年契約 IP8	¥28,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 1G 2年契約 IP1	¥22,000								
	ネットワーク接続 光アクセス(N) バンドルタイプ マンション 1G 2年契約 IP8	¥28,000								
	イーサネットアクセス (SB)	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(SB) 1M			¥90,000		終端装置設置日の翌日 または、プライベートネットワークによるルータ設置日	あり	1年	地域プランは以下の都道府県で提供します。 -関東甲信越：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県 -関西北陸四国：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、福井県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
		ネットワーク接続 イーサネットアクセス(SB) 3M			¥175,000					
		ネットワーク接続 イーサネットアクセス(SB) 10M			¥350,000					
ネットワーク接続 イーサネットアクセス(SB) 30M		¥500,000								
ネットワーク接続 イーサネットアクセス(SB) 100M		¥750,000								
ネットワーク接続 イーサネットアクセス (SB) 地域プラン 1M		¥77,000								
ネットワーク接続 イーサネットアクセス (SB) 地域プラン 3M		¥143,000								
ネットワーク接続 イーサネットアクセス (SB) 地域プラン 10M		¥276,000								
ネットワーク接続 イーサネットアクセス (SB) 地域プラン 30M	¥381,000									
ネットワーク接続 イーサネットアクセス (SB) 地域プラン 100M	¥525,000									
イーサネットアクセス (P)	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(P) 0.5 M	全国	¥84,000	終端装置設置日の翌日 または、プライベートネットワークによるルータ設置日	あり	1年	関東・関西エリアは以下の府県で提供します。 -関東エリア：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県 -関西エリア：滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県			
		関東・関西エリア	¥83,000							
		東京都	¥64,000							
		大阪府	¥83,000							
	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(P) 1 M	全国	¥112,000							
関東・関西エリア	¥102,000									

		東京都	¥82,000				
		大阪府	¥102,000				
	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(P) 2 M	全国	¥177,000				
		関東・関西エリア	¥162,000				
		東京都	¥129,000				
		大阪府	¥162,000				
	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(P) 3 M	全国	¥216,000				
		関東・関西エリア	¥195,000				
		東京都	¥160,000				
		大阪府	¥195,000				
	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(P) 4 M	全国	¥263,000				
		関東・関西エリア	¥234,000				
		東京都	¥195,000				
		大阪府	¥234,000				
	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(P) 5 M	全国	¥305,000				
		関東・関西エリア	¥268,000				
		東京都	¥227,000				
		大阪府	¥268,000				
	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(P) 10 M	全国	¥387,000				
		関東・関西エリア	¥352,000				
		東京都	¥317,000				
		大阪府	¥317,000				
	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(P) 20 M	全国	¥483,000				
		関東・関西エリア	¥426,000				
		東京都	¥388,000				
		大阪府	¥388,000				
	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(P) 30 M	全国	¥588,000				
		関東・関西エリア	¥510,000				
		東京都	¥469,000				
		大阪府	¥469,000				
	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(P) 40 M	全国	¥654,000				
		関東・関西エリア	¥555,000				
		東京都	¥509,000				
		大阪府	¥509,000				
	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(P) 50 M	全国	¥679,000				
		関東・関西エリア	¥559,000				
		東京都	¥510,000				
		大阪府	¥510,000				
	ネットワーク接続 イーサネットアクセス(P) 100 M	全国	¥962,000				
		関東・関西エリア	¥756,000				
		東京都	¥696,000				
		大阪府	¥696,000				
専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 0.5M ※1		¥5,000	設定完了日	あり	1年	<p>本サービスに、専用線、構内配線は含まないため、別途申し込みが必要です。</p> <p>提供エリアは各種サービス仕様書をご参照ください。</p> <p>従量制でご契約の場合、契約帯域(基本帯域)を超過時、別途加算料金が発生いたします。</p> <p>※1 専有型 0.5M は固定制プランのみで対応します。</p> <p>※2 バックアップサポートは iDC 構内アクセス専有型のみに対応します。</p>
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 1M		¥5,000	または、プライベートネットワークによるルータ設置日			
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 2M		¥5,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 3M		¥5,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 4M		¥5,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 5M		¥5,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 6M		¥5,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 7M		¥5,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 8M		¥5,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 9M		¥5,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 10M		¥5,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 20M		¥8,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 30M		¥12,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 40M		¥16,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 50M		¥20,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 60M		¥23,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 70M		¥27,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 80M		¥31,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 90M		¥35,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 100M		¥40,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 200M		¥65,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 300M		¥98,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 400M		¥129,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 500M		¥162,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 600M		¥194,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 700M		¥225,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 800M		¥258,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 900M		¥290,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 1G		¥330,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 2G		¥650,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 3G		¥980,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 4G		¥1,290,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 5G		¥1,620,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 6G		¥1,940,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 7G		¥2,250,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 8G		¥2,580,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 9G		¥2,900,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 10G		¥3,230,000				
	ネットワーク接続 iDC 構内アクセス バックアップサポート ※2		¥25,000				
	ネットワーク接続 専用線アクセス/iDC 構内アクセス 専有型 従量制 加算料金 (Mbps 単価)		¥1,500				
iDC 構内アクセス 共有型	ネットワーク接続 iDC 構内アクセス 共有型 100M		¥8,000	設定完了日	あり	1年	<p>本サービスに、構内配線は含まないため、別途申し込みが必要です。</p>
	ネットワーク接続 iDC 構内アクセス 共有型 1G		¥53,000	または、プライベートネットワークによるルータ設置日			

(2) オプションサービス

サービス名称	サービス品目	料金	サービス利用開始日	日割有無	最低利用期間	備考
モバイルアクセス LTE(D) 端末料金、手数料	モバイルアクセス LTE(D) 端末費用 (UX302NC)	¥18,000	モバイルデータ通信端末の出荷日	-	-	※1 保証期間内における自然故障の場合は、無償にて交換いたします。 ※2 端末単体購入時に必要な配送手数料となります。
	モバイルアクセス LTE(D) 端末費用 [FS040U]	¥17,000				
	モバイルアクセス LTE(D) 端末交換手数料 ※1	¥3,000				
	モバイルアクセス LTE(D) 端末配送手数料 ※2	¥1,000				
	モバイルアクセス LTE(D) SIM 再発行手数料	¥5,500				
	モバイルアクセス LTE(D) SIM 形状変更手数料	¥3,000				
	モバイルアクセス LTE(D) パスワード変更手数料 (5 個/変更手数料)	¥2,000	当該設定が完了した日			
DynamicDNS サービス	DynamicDNS 初期	¥3,000	提供開始日	なし	1 か月	
	DynamicDNS 月額	¥300				
パッケージプラン	VPN パッケージ (光アクセス(N) 込) 月額費用	フル冗長構成	¥71,000	プライベートネットワークによるルータ設置日	あり	3 年
		回線冗長構成	¥65,000			
		シングル構成	¥14,000			
	VPN パッケージ (光アクセス(N) 別) 月額費用	フル冗長構成	¥67,000			
		回線冗長構成	¥61,000			
		シングル構成	¥10,000			
構内ルート調査サービス (光アクセス(N) 用)	構内区間の現場調査・報告書の作成	¥13,000/経路	調査完了日	-	-	現在、当該作業につき NTT 東日本/西日本が無償で対応しておりますが、これらの無償対応が終了した際は、原則として、当社は有償の付加サービスにおいて対応させていただきます。
	通線確認	¥3,000/経路				
	キャンセル料 (当日調査着手前 (不在等))	¥4,500/経路				
	キャンセル料 (調査着手後)	¥13,000/経路				
	キャンセル料 (お客様要因による B0)	¥4,500/経路				
	キャンセル料 (お客様の配管起因による B0)	¥13,000/経路				
工事結果報告サービス (光アクセス(N) 用)	開通工事の結果報告・開通報告書の作成 (1 拠点 3 回線まで)	¥6,000/拠点	工事結果報告日	-	-	
	複数回線対応 (1 拠点 4 回線以上)	¥1,800/回線				
光アクセス(SB) モバイルプラン 外部アンテナ	光アクセス(SB) LTE モバイルプラン SS/プラン SD 用 外部アンテナ費用 追加 お昼付工事費用込み (平日 9:00-17:30)	¥70,000	端末装置設置日 または、外部アンテナ設置日	-	-	
	光アクセス(SB) LTE モバイルプラン SS/プラン SD 用 外部アンテナ費用	¥28,000				